

○福島県都市公園条例

昭和五十四年三月十九日

福島県条例第二十号

改正 昭和五七年三月二三日条例第三一号

昭和六一年七月二五日条例第五一号

昭和六二年三月二〇日条例第二七号

昭和六三年三月二二日条例第二八号

平成元年三月三〇日条例第五一号

平成五年三月二三日条例第三〇号

平成六年三月二九日条例第三八号

平成九年三月二五日条例第四二号

平成一二年三月二四日条例第一三八号

平成一五年三月二四日条例第四五号

平成一六年三月二六日条例第四〇号

平成一七年三月二五日条例第五六号

平成一七年七月一二日条例第一〇三号

平成一九年三月二〇日条例第三二号

平成二一年三月二四日条例第四四号

平成二二年三月二三日条例第二六号

平成二四年一二月二八日条例第一〇七号

平成二五年一二月二〇日条例第一一二号

平成二六年一二月二四日条例第一〇八号

平成二七年一二月二八日条例第一三五号

平成二八年一〇月一八日条例第七九号

平成二九年一〇月一〇日条例第六五号

平成二九年一二月二六日条例第一二三号

平成三一年三月二二日条例第四二号

令和元年十月八日条例第三九号

令和二年三月二四日条例第二二号

令和四年三月二五日条例第二七号

令和五年三月二四日条例第二八号

福島県都市公園条例をここに公布する。

福島県都市公園条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、県立の都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第二条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
 - 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - 三 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 四 興行を行うこと。
 - 五 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園（次号に規定する公園施設及び第四条の三第一項第二号に規定する有料公園施設等を除く。）の全部又は一部を独占して使用すること。
 - 六 次に掲げる公園施設の全部又は一部を独占して使用すること。
 - ア 会津レクリエーション公園の多目的スポーツイベント広場
 - イ いわき公園の多目的広場
 - ウ 東ヶ丘公園の管理棟内会議室及び作業室
 - 七 花火、キャンプファイヤーその他火気を使用すること。
 - 八 あづま総合運動公園の県営あづま球場、県営あづま総合体育館及び県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示すること（大型映像装置により広告を行う場合を除く。）。
 - 九 あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行うこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、都市公園名、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可（同項第六号に掲げる行為に係る許可を除く。）を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障がないと認められる場所でなければ、第一項又は前項の許可をしてはならない。

5 知事は、第一項又は第三項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(昭五七条例三一・平一七条例一〇三・平一九条例三二・平二一条例四四・平二五条例一一二・令元条例三九・一部改正)

(許可の特例)

第三条 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第四条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第二条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 四 土石、竹木等の物件を堆積^{たい}すること。
- 五 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 六 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- 七 指定された立入禁止区域に立ち入ること。
- 八 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 九 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- 十 都市公園をその用途外に使用すること。
- 十一 他の公園利用者に危険を及ぼす行為をすること。

(平一七条例五六・平二七条例一三五・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条の二 知事は、あづま総合運動公園、福島空港公園及び逢瀬公園（以下「指定管理者管理公園」という。）の管理を、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例一〇三・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第四条の三 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者管理公園の維持管理に関すること。
- 二 次に掲げる有料公園施設（有料で使用させる公園施設をいう。以下同じ。）及び別表第一に掲げる公園施設（以下「有料公園施設等」という。）の使用の許可に関すること。
 - ア あづま総合運動公園に係る施設
 - 庭球場
 - 県営あづま球場
 - サイクルスポーツ広場
 - 県営あづま総合体育館
 - 県営あづま陸上競技場
 - イ 福島空港公園に係る施設
 - 庭球場
- 三 有料公園施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- 四 指定管理者管理公園の利用の促進に関すること。
- 五 その他知事が必要と認める業務に関すること。

- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

(平一七条例一〇三・追加)

(利用の禁止及び制限)

第五条 知事（指定管理者管理公園にあつては、知事及び指定管理者。第十三条において同じ。）は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するために、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(平一七条例一〇三・一部改正)

(有料公園施設の使用の許可等)

第五条の二 有料公園施設を使用しようとする者又は別表第一に掲げる公園施設の全部若しくは一部を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の

許可を受けなければならない。ただし、第二条第一項の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 有料公園施設の供用日及び供用時間は、知事が別に定める。

(昭五七条例三一・追加、昭六一条例五一・昭六三条例二八・平五条例三〇・平六条例三八・平一五条例四五・平一七条例一〇三・一部改正)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第六条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 公園施設を設けようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他知事の指示する事項

二 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他知事の指示する事項

三 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 占有物件の管理の方法
- 二 工事の実施方法
- 三 工事の着手及び完了の時期
- 四 都市公園の復旧方法
- 五 その他知事の指示する事項

(平一七条例五六・一部改正)

(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第七条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(申請書の添付書類)

第八条 法第五条第一項の公園施設の設置若しくは法第六条第一項の都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に、設計書、仕様書、図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平一七条例五六・一部改正)

(使用料の納入等)

第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第二条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、別表第二の一から五までに定める額の使用料を納入しなければならない。

- 2 第五条の二第一項の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。
- 3 利用料金は、別表第二の六に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平一七条例一〇三・全改、平一九条例三二・平二一条例四四・一部改正)

第十条 前条第一項の許可に係る使用料は、当該許可をする際に徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用の期間が二年度以上にわたる場合においては、初年度分は当該許可の際に、次年度分以降はそれぞれ当該年度当初に徴収する。
- 3 使用料の額が年を単位として定められている場合において、当該使用の期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときは一月として計算し、使用料の額が月を単位として定められている場合において、当該使用の期間が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは日割をもつて計算する。
- 4 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、当該使用の面積が一平方

メートル未満であるとき又はその面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。

5 一件の許可に係る使用料の額が百円に満たない場合は、百円を徴収する。

(昭五七条例三一・平一七条例一〇三・一部改正)

(使用料の免除)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を免除することができる。

一 法第九条に規定する国の行う事業のために使用するとき。

二 地方公共団体の行う事業（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業を除く。）のために使用するとき。

三 その他知事が特に必要と認めたとき。

(平一七条例一〇三・一部改正)

(使用料不返還の原則)

第十二条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、知事が都市公園の維持管理上若しくは公益上の必要によつて許可を取り消した場合又は使用者がその責めに帰することのできない理由により都市公園を使用することができなくなつたと知事が認める場合において、既に納入された使用料の額が次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額を超えるときは、その超える額の使用料は返還する。

一 使用料の額が年、月又は日を単位として定められている場合 既に納められた使用料についての許可に係る使用の初日から当該許可の取り消しの日又は当該使用することができなくなつた日までの期間につき算出した使用料の額（使用料の額が年又は月を単位として定められているものについては、第十条第三項の規定による計算の方法によつて算出した使用料の額）

二 使用料の額が時間を単位として定められている場合 既に納められた使用料についての許可に係る使用の開始の時刻から当該許可の取り消しの時刻又は当該使用することができなくなつた時刻までの時間につき算出した使用料の額

2 前項ただし書の規定にかかわらず、その超える額の使用料が百円以下であるとき又は一件の許可に係る使用料の額が百円以下であつたものについては、返還しない。

(昭五七条例三一・一部改正)

(準用)

第十二条の二 前二条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十一条

及び前条第一項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平一七条例一〇三・追加)

(監督処分)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止し、都市公園を原状に回復し、若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- 二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な行為によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物等を保管した場合の手續等)

第十三条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この条において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の設置されていた場所及び当該工作物等を除却した日
- 三 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第二十七条第五項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して十四日間（工作物等が特に貴重なものであるときは、三月）、規則で定める場所に掲示して行わなければならない。

3 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

4 知事は、法第二十七条第六項の規定により保管した工作物等を売却するときは、規則で定める方法により行うものとする。

5 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（平一七条例五六・追加）

（届出）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、規則で定めるところにより、速やかに書面でその旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

五 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

六 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

七 第十三条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（平一七条例五六・一部改正）

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第十五条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置並びに変更又は廃止に係る区域及び期日を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第十六条 第二条から第十四条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（平一七条例五六・一部改正）

第十七条 削除

(平一七条例一〇三)

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

- 一 第二条第一項又は第三項(第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による知事の許可を受けないで、同条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条(第十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- 三 第十三条第一項又は第二項(第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者

(平一七条例五六・一部改正)

第十九条 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(平一二条例一三八・一部改正)

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(知事に代わつて権限を行う者についての罰則の規定の適用)

第二十一条 法第五条の十一の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前三条の規定の適用については知事とみなす。

(平二九条例六五・一部改正)

(委任)

第二十二条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(福島県都市公園条例の廃止)

- 2 福島県都市公園条例(昭和四十五年福島県条例第十八号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に都市公園に関し、旧条例の規定に基づいてなされた許可その他の行為は、この条例の各相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第四条の三、第五条の二関係）

(昭五七条例三一・追加、昭六一条例五一・平六条例三八・平一二条例一三八・平一五条例四五・平一六条例四〇・平一七条例一〇三・平二二条例二六・一部改正)

公園名	公園施設
あづま総合運動公園	軟式野球場
	補助陸上競技場
	多目的運動広場
	第二多目的運動広場
	ミニ多目的広場
	スポーツイベント広場
	せせらぎ・桜の広場
福島空港公園	多目的運動広場
	フットサルコート
	二十一世紀建設館（会議室に限る。）

別表第二（第九条関係）

(昭五七条例三一・旧別表・一部改正、昭六一条例五一・昭六二条例二七・昭六三条例二八・平元条例五一・平五条例三〇・平六条例三八・平九条例四二・平一二条例一三八・平一五条例四五・平一六条例四〇・平一七条例五六・平一七条例一〇三・平一九条例三二・平二一条例四四・平二二条例二六・平二四条例一〇七・平二五条例一一二・平二六条例一〇八・平二九条例一二三・一部改正・平三一条例四二・令元条例三九・一部改正・令二条例二二・一部改正)

一 法第五条第一項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合

区分	金額
公園施設の設置	一月一平方メートル当たり一五〇円として計算した額に一・一を乗じて得た額
公園施設の管理	一月一平方メートル当たり四五〇円として計算した額に一・一を

乗じて得た額

備考 一件の許可に係る使用料の額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
(二の表及び三の表において同じ。)

二 法第六条第一項又は第三項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合

区分	単位	金額	
電柱、電話柱、支柱、支線	一年一本	五七〇円	
共架電線その他上空に設ける線類	一年一メートル	五円	
地下に設ける電線その他の線類	一年一メートル	三円	
変圧塔	一年一基	一、〇〇〇円	
送電塔	一年一平方メートル	一、〇〇〇円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が〇・四メートル未満のもの	管類の長さ一年一メートル	一二〇円
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		三〇〇円
	外径が一メートル以上のもの		六一〇円
郵便差出箱及び信書便差出箱	一年一個	四二〇円	
公衆電話所	一年一個	一、〇〇〇円	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	一日一平方メートル	六〇円	
標識	一年一本	八一〇円	
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設	一月一平方メートル	一八〇円	
土石、竹木、瓦その他の工事中用材料の置場	一月一平方メートル	一八〇円	

備考 使用料の額が一日一平方メートル又は一月一平方メートルを単位として定められている場合において使用の期間が一月未満であるときは、一件の許可に係る使用料の額は、表に掲げる額に期間及び面積を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額とする。

三 第二条第一項各号（第六号及び第八号を除く。）に掲げる行為の許可を受けた場合

区分	単位	金額
物品を販売し、又は頒布すること。	一日一人	五五〇円
業として写真を撮影すること。	一日一台	五五〇円
業として映画を撮影すること。	一日	一三、二〇〇円
興行を行うこと。	一日一平方メートル	六〇円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	一日一平方メートル	六〇円

備考 使用料の額が一日一平方メートルを単位として定められている場合においては、一件の許可に係る使用料の額は、表に掲げる額に期間及び面積を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額とする。

四 第二条第一項第六号に掲げる行為の許可を受けた場合

施設	区分	単位	金額
会津レクリエーション公園の多目的スポーツイベント広場	貸切り使用	Aコート一時間	六三〇円
		Bコート一時間	四二〇円
		Cコート一時間	四二〇円
いわき公園の多目的広場	貸切り使用	Aコート一時間	二二〇円
		Bコート一時間	三三〇円
東ヶ丘公園の管理棟	貸切り使用	会議室1一時間	一一〇円
		会議室2一時間	一一〇円
		会議室3一時間	一一〇円
		作業室一時間	一一〇円

備考

- 「貸切り使用」とは、使用者が独占的に使用する場合をいう（以下同じ。）。
- 東ヶ丘公園の管理棟を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき五〇円の冷暖房料を加算する。
- 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料及び冷暖房料を徴収する。

五 第二条第一項第八号及び第九号に掲げる行為の許可を受けた場合

区分	単位	金額
----	----	----

あづま総合運動公園の県営あづま球場の内部に広告物を表示すること。	一日一平方メートル	一、六八〇円
	一年一平方メートル	三七、七一〇円
あづま総合運動公園の県営あづま総合体育館の内部に広告物を表示すること。	一日一平方メートル	一、六八〇円
	一年一平方メートル	一二、五七〇円
あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示すること（大型映像装置により広告を行う場合を除く。）。	一日一平方メートル	一、六八〇円
	一年一平方メートル	三七、七一〇円
あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場に設置している大型映像装置により広告を行うこと。	一分間	一三、四二〇円

備考 大型映像装置により広告を行う場合において、使用時間に一分未満の端数があるときは、その端数を一分とする。

六 第五条の二第一項の規定による有料公園施設又は別表第一に掲げる公園施設の使用の許可を受けた場合

ア あづま総合運動公園

(1) 県営あづま球場

(一) グラウンド及びスタンド

区分			単位	金額	
				昼間	夜間
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	一時間	二、二〇〇円	二、七五〇円
		生徒等	一時間	一、一〇〇円	一、三七〇円
	職業野球等に使用する場合	一時間	一三、二〇〇円	一六、五〇〇円	
入場料等を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	平日	一日	一日の最高入場料の二〇〇人分に相当する額	
		土曜日等	一日	一日の最高入場料の三〇〇人分に相当する額	
	職業野球等に	平日	一日	一日の最高入場料の三〇〇人分に相当	

	使用する場合			する額（その額が四九五、〇〇〇円に満たない場合は、四九五、〇〇〇円）
		土曜日等	一日	一日の最高入場料の四〇〇人分に相当する額（その額が六六〇、〇〇〇円に満たない場合は、六六〇、〇〇〇円）

備考

- 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的を持って催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは入場料等を徴収する場合以外の場合をいう（以下同じ。）。
- 「昼間」とは午前九時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後五時から九時までをいう。ただし、指定管理者がこの時間以外に臨時に使用を認めた時間については、「夜間」の時間とみなす（以下同じ。）。
- 「生徒等」とは高等学校生徒、中学校生徒、小学校児童及び幼稚園幼児（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは生徒等以外の者をいう（以下同じ。）。
- 「土曜日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日等以外の日をいう（以下同じ。）。
- 時間を単位として利用料金を徴収する場合において使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した利用料金を徴収する（以下同じ。）。
- この許可を受けることにより使用することができる部屋を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき二、〇一〇円の冷暖房料を加算する。
- 時間を単位として冷暖房料を徴収する場合において使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した冷暖房料を徴収する（以下同じ。）。

(二) 附属施設等

附属施設等	単位	金額		備考
		アマチュア野球の用に供する場合	職業野球等の用に供する場合	
屋内練習場	一時間	一、一〇〇円	二、二〇〇円	
会議室	一時間	五五〇円	一、一〇〇円	
審判員休憩室	一時間	五五〇円	一、一〇〇円	グラウンドと同時

					使用の場合は、二 分の一の額とす る。
選手シャワー室	一時間		六六〇円	一、三二〇円	
ピッチングマシー ン	一時間		四四〇円	八八〇円	
バッティングケー ジ	一時間		二二〇円	四四〇円	
夜間照明施設	一時間	全点灯	三二、〇四〇円	一六〇、一九〇円	
		三分の 二点灯	二一、三五〇円		
		二分の 一点灯	一〇、六八〇円		
		三分の 一点灯	六、四〇〇円		

備考 会議室、審判員休憩室又は選手シャワー室を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき二六〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。

(2) 県営あづま総合体育館

(一) 主要施設

施設	区分				単位	金額	
						昼間	夜間
メインア リーナ	全面の貸 切り使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料等 を徴収し ない場合	一般	一時間	四、四〇〇円	五、五〇〇円
				生徒等	一時間	二、二〇〇円	二、七三〇円
		アマチュ アスポー ツ以外に	入場料等 を徴収す る場合	一般	一時間	八、八〇〇円	一一、〇〇〇円
				生徒等	一時間	四、四〇〇円	五、五〇〇円
		アマチュ アスポー ツ以外に	入場料等 を徴収し ない場合	平日	一時間	二二、〇〇〇円	
				土曜日 等	一時間	三三、〇〇〇円	

		使用する 場合	入場料等 を徴収す る場合	平日 一時間 土曜日 一時間 等		八八、〇〇〇円 一三二、〇〇〇円		
半面の貸 切り使用	一般			一時間	二、二〇〇円	二、七三〇円		
	生徒等			一時間	一、一〇〇円	一、三六〇円		
三分の一 面の貸切 り使用	一般			一時間	一、四七〇円	一、八四〇円		
	生徒等			一時間	七三〇円	九一〇円		
個人使用	普通使用			一般 一人一時 間	一三〇円			
				生徒等 一人一時 間	六〇円			
	回数使用			一般 一人一 時間	一、二六〇円			
				生徒等 一人一 時間	六三〇円			
サブアリ ーナ	全面の貸 切り使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料等 を徴収し ない場合	一般	一時間	一、三二〇円	一、六五〇円	
				生徒等	一時間	六六〇円	八二〇円	
				入場料等 を徴収す る場合	一般	一時間	二、六四〇円	三、三〇〇円
					生徒等	一時間	一、三二〇円	一、六五〇円
	使用する 場合	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料等 を徴収し ない場合	平日	一時間	六、六〇〇円		
				土曜日 等	一時間	九、九〇〇円		
				入場料等 を徴収す る場合	平日	一時間	二六、四〇〇円	
					土曜日 等	一時間	三九、六〇〇円	
	半面の貸 切り使用	一般			一時間	六六〇円	八二〇円	
		生徒等			一時間	三三〇円	四一〇円	

	個人使用	普通使用	一般	一人一時 間	一三〇円		
			生徒等	一人一時 間	六〇円		
		回数使用	一般	一人一 時間	一、二六〇円		
			生徒等	一人一 時間	六三〇円		
室内プー ル	全面の貸 切り使用	一般		一時間	八、八〇〇円	一、〇〇〇円	
		生徒等		一時間	四、四〇〇円	五、五〇〇円	
	半面以下 の貸切り 使用	一般		一コース 一時間	一、一〇〇円	一、三六〇円	
		生徒等		一コース 一時間	五五〇円	六八〇円	
個人使用	普通使用	一般	一人一回		三八〇円		
		生徒等	一人一回		一九〇円		
	回数使用	一般	一人一 回		三、七七〇円		
		生徒等	一人一 回		一、八九〇円		
体育室	全面の貸 切り使用	一般		一時間	六六〇円	八二〇円	
		生徒等		一時間	三三〇円	四一〇円	
	個人使用	普通使用	一般	一人一時 間		一三〇円	
			生徒等	一人一時 間		六〇円	
		回数使用	一般	一人一 時間		一、二六〇円	
			生徒等	一人一 時間		六三〇円	

軽運動室	個人使用	普通使用	一般	一人一時 間	一三〇円
			生徒等	一人一時 間	六〇円
		回数使用	一般	一人一 時間	一、二六〇円
			生徒等	一人一 時間	六三〇円
トレーニング室	個人使用	普通使用	一般	一人一時 間	二五〇円
			生徒等	一人一時 間	一三〇円
		回数使用	一般	一人一 時間	二、五一〇円
			生徒等	一人一 時間	一、二六〇円
宿泊施設	個人使用	一般	一人一泊	一、三六〇円	
		生徒等	一人一泊	六八〇円	

備考

- 「一人一回」とは、知事が別に定める時間区分内における継続的使用をいう（以下同じ。）。
- メインアリーナ又はサブアリーナの照明を全点灯で使用する場合は、一時間につき三、三〇〇円の範囲内で規則で定める額の電気等消費料を加算する。
- 貸切り使用の場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき一二、六三〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。
- 宿泊施設を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の額に一人一泊につき二六〇円を加算する。

(二) 附属施設等

附属施設等	単位	金額
研修室	一室一時 間	八八〇円

会議室		一室一時 間	三八〇円
和室研修室		一室一時 間	一六〇円
控室		一室一時 間	一一〇円(アマチュアスポーツ以外に 使用する場合にあつては、二二〇円)
温水シャワー	普通使用	一人一回	一三〇円
	回数使用	一人一 回	一、二六〇円
舞台設備、音響設備その他の附属設備（放 送室を含む。）		一式一時 間	一、八七〇円の範囲内で規則で定める 額
各種運動用具（貸切り使用の場合に限る。）		一式一時 間	六六〇円の範囲内で規則で定める額
その他の備品		規則で定 める使用 単位	一一〇円の範囲内で規則で定める額

備考 研修室、会議室、和室研修室、控室又は放送室を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき七七〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。

(3) 県営あづま陸上競技場

(一) 主要施設

施設	区分				単位	金額	
						昼間	夜間
主陸上 競技場	貸切り 使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料等 を徴収し ない場合	一般	一時間	二、六四〇円	三、三〇〇円
				生徒等	一時間	一、三二〇円	一、六五〇円
		アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料等 を徴収す る場合	一般	一時間	五、二八〇円	六、六〇〇円
				生徒等	一時間	二、六四〇円	三、三〇〇円
		アマチュ アスポー	入場料等 を徴収し	平日	一時間	一三、二〇〇円	
				土曜日等	一時間	一九、八〇〇円	

		ツ以外に 使用する 場合	ない場合 入場料等 を徴収す る場合	平日	一時間	五二、八〇〇円
				土曜日等	一時間	七九、二〇〇円
	個人使 用	普通使用		一般	一人一時 間	一三〇円
				生徒等	一人一時 間	六〇円
		回数使用		一般	一人一 時間	一、二六〇円
				生徒等	一人一 時間	六三〇円
トレー ニング 室	個人使 用	普通使用		一般	一人一時 間	二五〇円
				生徒等	一人一時 間	一三〇円
		回数使用		一般	一人一 時間	二、五一〇円
				生徒等	一人一 時間	一、二六〇円

(二) 附属施設等

附属施設等	単位		金額
室内走路	貸切り使 用一時間	昼間	一般にあつては四四〇円、生徒等にあつては 二二〇円
		夜間	一般にあつては五五〇円、生徒等にあつては 二六〇円
休憩室	一室一時間		二二〇円
会議室1及び会議室2	一室一時間		二六〇円
会議室3	一室一時間		一六〇円
印刷室	一室一時間		三三〇円

放送指令室	一室一時間			五五〇円
コンピューター室	一室一時間			二二〇円
写真判定室	一室一時間			一一〇円
温水シャワー	一人一回			一一〇円
放送設備	一式一時間			七七〇円（アマチュアスポーツ以外に使用する場合にあつては、一、五四〇円）
陸上競技用具（貸切り使用の場合に限る。）	一品一時間			二〇円
	一式一時間			一、七一〇
大型映像装置	一時間	アマチュアスポーツに使用する場合		六、六〇〇円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		一三、二〇〇円
夜間照明施設	一時間	アマチュアスポーツに使用する場合	全点灯	四〇、〇〇〇円
			二分の一点灯	一二、〇〇〇円
			三分の一点灯	六、〇〇〇円
			五分の一点灯	三、八〇〇円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全点灯	六四、〇〇〇円
			二分の一点灯	三六、〇〇〇円
その他の備品	規則で定める使用単位			一一〇円の範囲内で規則で定める額

備考 休憩室、会議室1から会議室3まで、印刷室、放送指令室、コンピューター室又は写真判定室を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき三八〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。

(4) その他の施設

(一) 主要施設

施設	区分		単位	金額		
				昼間	夜間	
庭球場	個人使用	普通使用	一般	一人一時間	一三〇円	
			生徒等	一人一時間	六〇円	
		回数使用	一般	一人一時間	一、二六〇円	
			生徒等	一人一時間	六三〇円	
	貸切り使用		一般	一時間一面	九三〇円	一、一七〇円
			生徒等	一時間一面	四六〇円	五八〇円
軟式野球場	貸切り使用		一般	一時間一面	四四〇円	
			生徒等	一時間一面	二二〇円	
補助陸上競技場	貸切り使用		一般	一時間	一、四一〇円	一、七八〇円
			生徒等	一時間	七〇〇円	八八〇円
多目的運動広場	貸切り使用		一般	一時間二分の一面	三三〇円	
			生徒等	一時間二分の一面	一六〇円	
第二多目的運動広場	貸切り使用		一般	一時間	六三〇円	
			生徒等	一時間	三三〇円	
ミニ多目的広場	貸切り使用		一般	一時間	三三〇円	
			生徒等	一時間	一六〇円	
スポーツイベント広場	貸切り使用		一般	一時間	六三〇円	
			生徒等	一時間	三三〇円	
サイクルスポーツ広場自転車用障害コース	個人使用	普通使用	一般	一人一時間	二五〇円	
			生徒等	一人一時間	一三〇円	
		回数使用	一般	一人一時間	二、五一〇円	
			生徒等	一人一時間	一、二六〇円	
	貸切り使用		平日	一日	二二、〇〇〇円	
			土曜日等	一日	四四、〇〇〇円	
せせらぎ・桜の広場	貸切り使用		一般	A面一時間	五二〇円	
				B面一時間	五二〇円	
				C面一時間	五二〇円	
				D面一時間	五二〇円	

		生徒等	A面一時間	二六〇円
			B面一時間	二六〇円
			C面一時間	二六〇円
			D面一時間	二六〇円

備考 せせらぎ・桜の広場の貸切り使用の許可は、多数の者が参加するスポーツ大会等のための使用の場合であつて、安全面等を考慮して知事が別に定める基準に基づき指定管理者が適当と認めるときに行うものとする。

(二) 附属施設等

附属施設等	単位		金額
庭球場	温水シャワー		一人一回 一一〇円
	夜間照明施設	貸切り使用	一時間一面 四〇〇円
		個人使用	一人一時間 一〇〇円
補助陸上競技場	温水シャワー		一人一回 一一〇円
	補助照明施設		一時間 一、四一〇円
	放送設備		一式一時間 一六〇円(アマチュアスポーツ以外に使用する場合にあつては、三三〇円)
	陸上競技用具(貸切り使用の場合に限る。)		一品一時間 二〇円
			一式一時間 一、三八〇円

イ 福島空港公園

施設	区分		単位	金額
庭球場	個人使用	普通使用	一般	一人一時間 一三〇円
			生徒等	一人一時間 六〇円
		回数使用	一般	一人一時間 一、二六〇円
			生徒等	一人一時間 六三〇円
	貸切り使用	一般	一時間一面 九三〇円	
		生徒等	一時間一面 四六〇円	

多目的運動広場	貸切り使用	一般	Aコート一時間	六三〇円
			Bコート一時間	三三〇円
		生徒等	Aコート一時間	三三〇円
			Bコート一時間	一六〇円
フットサルコート	貸切り使用	一般	一時間一面	三三〇円
		生徒等	一時間一面	一六〇円
二十一世紀建設館（会議室に限る。）	貸切り使用		一室一時間	六三〇円

附 則（昭和五七年条例第三一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に福島県体育施設条例の一部を改正する条例（昭和五十七年福島県条例第三十六号）による改正前の福島県体育施設条例（昭和三十九年福島県条例第六十一号）第四条第一項の規定により受けている福島県宮庭球場の使用の許可は、この条例による改正後の福島県都市公園条例第五条の二第二項の規定に基づくあづま総合運動公園の庭球場の使用の許可とみなす。

附 則（昭和六一年条例第五一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第二七号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第二八号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第五一号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成五年条例第三〇号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第三八号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第四二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一三八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第四五号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第四〇号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第五六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第一〇三号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は公布の日から、第十七条の改正規定は平成十八年九月二日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成一八年規則第一七号で平成一八年四月一日から施行）

- 2 改正後の福島県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の二の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき知事がした使用の許可その他の行為であって、施行日以後において改正後の条例第四条の二に規定する指定管理者がすることとなる使用の許可その他の行為は、当該指定管理者がした使用の許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第九条の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年条例第三二号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第四四号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第二六号）

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

ただし、別表第二の六のアの(2)の(二)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一〇七号）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第一一二号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県都市公園条例別表第二(別表第二の五の表中あづま総合運動公園の県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示すること及び大型映像装置により広告を行うことに係る部分並びに別表第二の六を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一〇八号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二の表土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場の項の改正規定（「かわら」を「瓦」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年条例第一三五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第七九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第六五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一二三号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年条例第四二号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県都市公園条例別表第二（別表第二の六を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第三九号）

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第七条の二を削る改正規定及び別表第二の四の表の改正規定（「多目的スポーツイベント公園」を「多目的スポーツイベント広場」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第二二号）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和四年条例第二七号）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第二八号）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。